

警報発令時などの措置について(2026/6/1 暫定措置)

●「暴風警報」、「特別警報」、「大雨危険警報」、「高潮危険警報」のいずれかが大阪府内のいずれかの地域に発表されている場合の措置

時 間 帯		措 置
①	午前 6 時まで解除の場合	【平常授業】
②	午前6時以降～午前7時まで解除	【9:50 始業】当日の予定の授業を 40 分授業で実施
③	午前7時現在で発令中の場合	【臨時休業】

(注意)上記以外の警報の場合は、平常通りです。「特別警報」は、すべての災害に適応されます。

なお、気象庁より新たな防災気象情報が発表されております。

※ 2026/5/28 から実施された危険警報運用開始に伴う、暫定措置となります。

なお、併設の咲くやこの花高等学校の措置は別途定めております。